

## 朝霞市規則第 5 号

### 朝霞市中小企業融資規則の一部を改正する規則

朝霞市中小企業融資規則（平成 30 年朝霞市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項の表改装を行う自己所有物件の固定資産税評価証明書の中「固定資産税評価証明書」を「固定資産評価額証明書」に改め、同条第 3 項の表直近 1 年度分の連帯保証人の納税証明書の項、直近 1 年度分の連帯保証人の課税所得証明書の項及び連帯保証人の住民票の写しの項中「中口資金融資」を「連帯保証人を立てる中口資金融資」に改め、同表連帯保証人の固定資産税評価証明書の中「固定資産税評価証明書」を「固定資産評価額証明書」に、「中口資金融資」を「連帯保証人を立てる中口資金融資」に改め、「うち、」の次に「当該連帯保証人が」を加え、同表連帯保証人の印鑑登録証明書の項中「中口資金融資」を「連帯保証人を立てる中口資金融資」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。